

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 44 年 12 月まで
② 昭和 45 年 2 月から 47 年 3 月まで
③ 平成 5 年 1 月から 7 年 1 月まで

私は、昭和 36 年の国民年金制度開始と同時に夫と共に国民年金に加入した。夫は厚生年金保険に加入した時期には国民年金は納付していないが、申立期間①については、A 町に居住していた期間は私が集金人に保険料を納付しており、B 市に居住していた期間は夫が市役所において保険料を納付していた。また、申立期間②及び③については、私が婦人会で集金により保険料を納付していた。国民年金保険料を納付した期間が未納となっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 36 年ごろ、夫と共に国民年金に加入し、A 町に居住していた期間は自分が集金人に保険料を納付しており、B 市に居住していた期間は夫が市役所において保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び B 市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和 35 年 11 月 10 日に夫婦連番で払い出されており、国民年金保険料の免除申請をした期間や保険料を納付しなかった期間がほぼ一致していることから、夫の厚生年金保険加入期間を除き、夫婦一緒に国民年金の免除申請等の手続きを行っていたと推認され、申立内容とは符合しない。

申立期間②のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の夫の国民年金の記録が厚生年金保険の記

録と統合されたことにより、夫の国民年金保険料が平成2年6月に還付されていることが確認できることから、当該期間については、当時、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとしていることから、納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人が当該期間に続く47年4月から60歳になるまでの期間の国民年金保険料を完納していることから、当該期間以降、国民年金に対する納付意識は高かったものと考えられる。

一方、申立期間②のうち、昭和45年2月から46年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は60歳を超えているため、国民年金の任意加入期間となるが、国民年金の被保険者資格を喪失した平成5年1月7日以後、任意加入の手続をした形跡が無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和45年10月21日に、資格喪失日に係る記録を46年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月21日から46年5月31日まで
昭和45年10月1日付で本社辞令により、B事業所からC事業所に勤務を命じられた。

途中退職することはなかったため、厚生年金保険の期間に空白期間があるのは納得できない。

調査して、厚生年金保険の期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している従業員名簿、人事発令の記録及び同僚の証言により、申立人がA社B事業所から転勤し、申立期間において同社C事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社C事業所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和46年5月31日より前の期間について、同事業所の事務手続きに関わったとする関係者は、「C事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は、本社において資格取得手続がなされるべきであった。」としている。

さらに、申立人と同様にA社C事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前から同事業所に勤務し、同事業所の新規適用日と同日に同事業所において厚生年金保険の資格取得をしている36名のうち大多数の者の、それまでの期間は、本社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の資格取得手続は、本社においてな

されるべきところ、手続が漏れたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められ、申立人のA社本社における資格取得日は昭和45年10月21日、資格喪失日は46年5月31日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社C事業所における46年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としているが、仮に事業主から申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年10月から46年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間のA社B営業所における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
昭和44年10月からA社B営業所に入社し、61年3月に退職するまで継続して勤務していた。
申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険事務所（当時）の記録では、A社B営業所において、昭和44年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、45年3月31日に資格を喪失した後、同年12月1日に同社同営業所において再度資格を取得しており、同年3月から同年11月までの被保険者記録が無い。

しかし、職業安定所が管理している申立人に係るA社B営業所における雇用保険の被保険者記録によると、昭和45年10月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B営業所の複数の同僚からは、「同社では、試用期間は無かつたと思う、私の厚生年金保険の記録からは、その様な期間は見られない。」旨の証言が得られた。

さらに、申立人は、C社を退職後、直ぐにA社B営業所に勤務したと供述

しているところ、C社における資格喪失日及びA社B営業所における当初の資格取得日は、昭和44年10月1日の同一日であることから、同社同営業所では、試用期間が無かったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月1日から同年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に全喪しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和45年3月31日から同年10月1日までの期間について、同僚から、「申立人は、昭和45年3月頃に家庭の事情で一度退職している。申立人の退職に伴い欠員が生じたので、私が同年3月16日付で採用された。採用時、申立人とは勤務期間の重複は無かった。また、申立人は、6か月位後に復職したと記憶している。」との証言が得られた。

また、申立人は、当該同僚が入社してきたことは憶えていないと供述している上、確認できた申立人に係るA社B営業所の雇用保険の被保険者記録は、申立人の最初のA社B営業所における厚生年金保険の資格喪失日である昭和45年3月31日から約6か月後の同年10月1日であり、当該同僚の証言と申立人の雇用保険の被保険者記録は符合しており、当該同僚が申立人の補充要員として入社したとされる45年3月16日以降における申立人の勤務実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和45年3月31日から同年10月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に係る記録を 35 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 30 日

平成 16 年 7 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している勤怠支給控除一覧により、申立人は平成 16 年 7 月に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、勤怠支給控除一覧における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、35 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間（申立ての賞与）に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、事務手続を誤ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 460

第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に係る記録を 35 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 30 日

平成 16 年 7 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している勤怠支給控除一覧により、申立人は平成 16 年 7 月に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、勤怠支給控除一覧における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、35 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間（申立ての賞与）に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、事務手続を誤ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 30 日

平成 16 年 7 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している勤怠支給控除一覧により、申立人は平成 16 年 7 月に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、勤怠支給控除一覧における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間（申立ての賞与）に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、事務手続を誤ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 30 日

平成 16 年 7 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している勤怠支給控除一覧により、申立人は平成 16 年 7 月に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、勤怠支給控除一覧における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間（申立ての賞与）に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、事務手続を誤ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 30 日

平成 16 年 7 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している勤怠支給控除一覧により、申立人は平成 16 年 7 月に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、勤怠支給控除一覧における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間（申立ての賞与）に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、事務手続を誤ったとすることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に係る記録を 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 30 日

平成 16 年 7 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している勤怠支給控除一覧により、申立人は平成 16 年 7 月に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、勤怠支給控除一覧における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間（申立ての賞与）に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、事務手続を誤ったとすることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 30 日

平成 16 年 7 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している勤怠支給控除一覧により、申立人は平成 16 年 7 月に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、勤怠支給控除一覧における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間（申立ての賞与）に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、事務手続を誤ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における平成 16 年 7 月 30 日の標準賞与額に係る記録を 1 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 30 日

平成 16 年 7 月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社が保管している勤怠支給控除一覧により、申立人は平成 16 年 7 月に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、勤怠支給控除一覧における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間（申立ての賞与）に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、事務手続を誤ったとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和29年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、30年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和29年3月から30年7月までは7,000円、同年8月及び同年9月は9,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和30年10月1日から31年5月15日までの期間及び35年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を30年10月1日、資格喪失日に係る記録を31年4月1日、C社における資格取得日に係る記録を同年4月1日、同社D工場における資格喪失日に係る記録を35年4月1日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を、30年10月から31年3月までの期間は9,000円、同年4月は1万円、35年3月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和30年10月から31年3月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る昭和31年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、事業主は、申立人に係る昭和35年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月1日から31年5月15日まで
② 昭和35年3月31日から同年4月1日まで

申立期間①について、私は、昭和28年10月にC社の前身であるA社E営業所に入社し、その後、同社B営業所を経て、C社が法人化した以降も

継続して勤務していた。私が所持している年金手帳には、厚生年金保険被保険者の資格取得日が29年3月1日と記載されており、加入記録が無いとは考えられない。

また、申立期間②についても、継続して勤務しており、記録が欠落するとは考えられない。

申立期間①及び②について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人は、C社が厚生年金保険の適用事業所となった後の昭和31年5月15日に初めて厚生年金保険被保険者資格を取得しており、29年3月1日から31年5月15日までの被保険者記録が無い。

しかし、C社の社史及び同僚等の証言から判断して、申立人が申立期間①において、A社E営業所、同社B営業所及びC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持している年金手帳には、申立人の被保険者資格取得日として、昭和29年3月1日と記載され、F社会保険事務所（当時）の押印が確認できる。

一方、A社E営業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿は、事業所記号番号が「G（昭和28年6月1日に新規適用）」から「H（27年10月1日新規適用）」に書き換えられている。また、同名簿に記載されている被保険者は、同事業所の厚生年金保険の新規適用日から適用事業所に該当しなくなった日（以下、全喪日という。）までを通じて被保険者資格を有している5名のみであるところ、当時の複数の従業員は、徐々に従業員が増えていったと述べており、これらの事情を前提にすると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、同名簿の整備時に誤った処理がなされた可能性が高いと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和29年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められ、かつ、申立人のA社E営業所における資格喪失日は、同事業所の全喪日である30年10月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢の同僚のA社B営業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和29年3月から30年7月までは7,000円、同年8月及び同年9月は9,000円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和30年10月1日から31年5月15日までの期間及び申立期間②について、C社の社史、同社から提出のあった在籍証明書、同社の回答及び同僚等の証言から判断すると、申立人は、申立てに係る事業所

に継続して勤務し（昭和 30 年 10 月 1 日に A 社 E 営業所から同社 B 営業所、31 年 4 月 1 日に同営業所から C 社本社、35 年 4 月 1 日に同社 D 工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 30 年 10 月から 31 年 3 月までの期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢の同僚の A 社 B 営業所における 30 年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 9,000 円、31 年 4 月の標準報酬月額については、申立人の C 社における同年 5 月のオンライン記録から 1 万円、35 年 3 月の標準報酬月額については、申立人の C 社における同年 2 月のオンライン記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和 30 年 10 月から 31 年 3 月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が昭和 31 年 4 月の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

他方、事業主が申立人に係る昭和 35 年 3 月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務処理を誤った可能性があることを示唆している上、事業主が資格喪失日を 35 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る 35 年 3 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年1月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の氏名等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月17日から同年4月16日まで

昭和38年4月から平成10年12月まで、A社に勤務していたが、昭和40年1月16日付けで同社C支店へ転勤になった際、厚生年金保険の加入記録が3か月欠落している。記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年1月16日に同社D本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B社人事部では、「正社員は転勤の有無に関係なく、毎月の給与から厚生年金保険料を控除するのが原則である。」としていることから、申立人のA社C支店における資格取得日は、同社D本社における資格喪失日と同日の昭和40年1月17日と認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所（当時）に対し誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（56万円）であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 8 月から平成 17 年まで A 社に勤務し、順調に昇給しているが、平成 8 年 10 月からの 1 年間における標準報酬月額が、給与から控除されている厚生年金保険料に比べ、極端に低くなっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合からの厚生年金保険加入期間の標準報酬等の調査回答書及び企業年金連合会からの「中脱記録照会回答書」から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間を除く期間については、厚生年金基金の記録と社会保険事務所（当時）の記録は一致していることが確認できる上、A社人事事務センター厚生担当者からは、申立期間当時の厚生年金保険の手続は複写式の届出様式により行われていたとする旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会回答書」に記載されている額から、56万円とすることが妥当である。

奈良厚生年金 事案 470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月20日から同年3月1日まで

申立期間について、A社からC社に出向したが、継続して勤務していた。厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者名簿及び退職所得申告書から、申立人がA社に継続して勤務し（A社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、出向日については、確認できる資料は無いものの、申立人がA社で資格喪失する前後1年間に同社から支店に異動している同僚の資格喪失日、及びC社における同僚の資格取得日から判断すると、昭和45年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年1月の社会保険事務所（当時）の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日と同日の昭和45年2月20日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が当該日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年ごろから47年9月までの期間及び59年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年ごろから47年9月まで
② 昭和59年7月から61年3月まで

私の国民年金の納付記録をみると、申立期間①及び②の納付記録が途切れている。申立期間①は、婦人会による集金で納付していたことを覚えている。また、申立期間②は、近くにある農業協同組合で納付していた。途切れることなく国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和45年ごろに、夫の友人の配偶者から、国民年金に加入しようと誘われ加入した。」と述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年10月30日に払い出されていることが確認でき、申立人は同年10月30日資格取得の任意加入被保険者であることから、さかのぼって申立期間①に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらず、国民年金への加入を誘った者の名前を記憶していないことから、加入当時の状況を把握することができない。

さらに、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和36年4月から47年9月までの保険料納付欄には斜線が引かれており、これは、当該期間については、国民年金に未加入であることから保険料を納付することができないことを示すものである。

申立期間②について、申立人は、自宅近くの農協で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人が、

国民年金の任意加入被保険者資格を、昭和 59 年 7 月 1 日に喪失した旨の記録があり、申立期間②は、国民年金に未加入であることから、国民年金保険料を納付することができない。

また、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの保険料納付欄には斜線が引かれており、当該期間については、国民年金に未加入であることから、仮に、59 年度の納付書を使用して申立期間②の保険料を納付した場合、当該保険料は還付されるものと考えられ、また、60 年度については、国民年金に未加入であることから、納付書が発行されるとは考え難く、保険料を納付することができなかつたものとみられる。

さらに、申立人の夫は、昭和 58 年 1 月 31 日に共済年金の組合員資格を喪失した後、国民年金に加入していないことから、夫の納付状況から申立期間②の保険料納付を推認することもできない。

加えて、申立人は、申立期間②では、1 か月 1 万数千円の国民年金保険料を納付していたとしているが、これは、申立期間当時の保険料額と大きくかい離している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 51 年 3 月まで

私は、酒屋を経営している祖父から、「20 歳からの国民年金保険料は、銀行の渉外担当者に集金してもらっている。」と聞かされていた。申立期間について、国民年金保険料を納付していたはずであるのに、未加入とされているのには納得がいかない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 4 月 21 日に払い出され、資格取得日が 51 年 4 月 1 日となっており、申立人は、任意加入被保険者であることから、資格取得日より前の期間について保険料を納付することができず、また、オンライン記録を基に、複数の読み方で氏名検索を行っても、申立期間について、申立人に該当する記録は無く、申立人に対してほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和 51 年度及び 52 年度の保険料を納付した納入通知書兼領収書を保管しており、当該納入通知書兼領収書は、51 年度分は手書き、52 年度分は機械印字で作成されていることから、申立人は、51 年度になってから国民年金に加入し、その時点で手書きの納入通知書兼領収書が作成されたものと考えられる。

さらに、申立人は、祖父が経営する酒屋を担当していた銀行の渉外担当行員が、申立期間の国民年金保険料を集金していたと祖父から聞かされていたと述べているが、申立人が居住している市では、昭和 49 年度までは、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付して保険料を納付する方式であったことから、銀行の行員が国民年金保険料納付に関与した場合、国民年金手帳を市役所等

の窓口に持参する必要があり、当該銀行では、「申立期間当時、当行の行員は、顧客の国民年金保険料の納付には関与していなかった。」としている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付については、すべてを祖父に任せていたと主張し、申立人自身はこれに関与しておらず、具体的な状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 725

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 41 年 3 月まで
私は、叔母が経営する美容室に勤務していたところ、20 歳の時に、A 村（現在は、B 町）の集金人から国民年金の加入について案内を受けた。保険料は叔母が集金人に支払っていたはずである。納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳の時に、役場の集金人から国民年金の加入案内を受け、集金によって保険料を毎月納付していたと述べているが、国民年金の加入及び保険料の納付については、同居していた叔母に任せ、申立人自身はこれに関与しておらず、具体的な状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 4 月 18 日に払い出されていることが確認でき、申立期間のほとんどの期間が過年度保険料の納付となるが、役場の集金人に納付したとしていることから、市町村では収納することができない過年度納付や特例納付を行ったものとは考え難い上、旧姓など複数の読み方で氏名検索を行っても、申立期間について、申立人に該当する記録は無く、申立人に対してほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳の昭和 40 年度の摘要欄には、翌年度に未納者カードを作成し、未納分の保険料の納付催告を行ったことを示す「未カード済」のゴム印が押されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から48年10月まで

私は、昭和46年12月ごろ、勤務していた会社を退職して、すぐに国民健康保険に加入する目的でA市役所に行った。同市役所の職員に、「国民年金に加入しなければ国民健康保険に加入することはできない。」と言われ、国民年金に加入して金融機関で保険料を納付した。納付記録がなくなっているのを調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月ごろ、勤務していた会社を退職して、すぐに国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、申立期間は国民年金の未加入期間である上、ほかに申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時に居住していたA市では、国民年金保険料を納付書で納付できるようになったのは昭和49年4月以降であり、それより前の期間については、印紙を貼付し領収印を押す方式により国民年金保険料を納付していたことから、申立期間当時には納付書による現年度の保険料を納付することはできなかつたと推認され、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 727

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろ、義母と一緒に国民年金に加入した。その後、毎月家に来る町内の集金当番の人に家族の保険料と一緒に納付していた。国民年金に加入後、継続して保険料を納付しており、脱退や再加入の手続をしたことが無いので、保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろ、義母と一緒に国民年金に加入し、その後、毎月家に来る町内の集金当番の人に家族の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人の第 1 回目の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 4 月 7 日に払い出され、その後、同年 7 月 31 日に資格喪失していることが確認できる上、41 年 4 月 20 日には、申立人の第 2 回目の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出され、資格取得日が 38 年 4 月 1 日となっていることが確認できることから、申立期間のうち、36 年 7 月から 38 年 3 月までの期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの期間について、申立人の第 2 回目の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で 41 年 4 月 20 日に払い出されており、この時点で、当該期間の一部は時効により、国民年金保険料を納付することはできない期間であり、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の夫も当該期間は未納となっている。

さらに、A 市が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立人の義母は申立期間の一部の期間について過年度納付していることが確認でき、申

立期間の一部の期間は集金による納付はできなかったものと考えられることから、申立内容とは符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 728

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 51 年 9 月まで

私は、当初は国民年金に加入していなかったが、途中で国民年金に加入し、その時点からの保険料と過去の保険料を両方納付した。全部納めたはずなのに、年金記録を確認すると昭和 38 年 8 月から 51 年 9 月までの期間が未納になっている。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び「領収済通知書」によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 2 月 5 日に払い出されていることが確認できる上、申立人の「領収済通知書」では、53 年 11 月から特例納付と過年度納付を並行して行っていることが確認でき、1 回目の納付日である 53 年 11 月 14 日には、36 年 4 月から 37 年 2 月までの 11 か月分の特例納付と、51 年 10 月の 1 か月分の過年度納付が確認され、それ以後の 53 年 12 月 5 日から 55 年 4 月 11 日までは、毎月特例納付 1 か月分と過年度納付 1 か月分とが納付されていることが確認できる。

また、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和 53 年 11 月から 60 歳に到達する前月の平成 11 年*月までの期間は、時効によりさかのぼれる限度の 2 年間の過年度納付も含めて 272 か月となり、国民年金の受給資格が得られる 25 年 (300 か月) に 28 か月不足することから、申立期間当時、実施された第 3 回の特例納付制度を利用して受給資格期間を確保する目的で国民年金保険料を納付したものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B事業所に勤務していた申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、A社B事業所には昭和2年4月から勤務し、厚生年金保険には19年6月1日から加入している。所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得日も昭和19年6月1日になっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証により、申立人は申立期間においてA社B事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、昭和17年6月施行の労働者年金保険法は、19年10月に厚生年金保険法が施行されるまでは、工場や炭坑で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、申立人は2年4月からA社B事業所の調理師として一貫して勤務していたとしており、労働者年金保険の加入対象者では無かったものと推認できる。

また、厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日である昭和19年6月1日に、A社B事業所では多数の被保険者を資格取得させていることは確認できるが、工員以外のほとんどの同僚が同年10月1日から、厚生年金保険の被保険者期間として記録されていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法では、昭和19年6月1日から同年9月

30 日までは、同法の適用準備期間であることから、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間とはなり得ない期間である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 4 月 1 日にA社に入社し、大学に進学のため、6か月後に退職した。私の勤務期間中にB社へ社名変更したと思う。間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、業務内容や事業所の所在地に関する申立人の記憶が具体的であり、その内容は同僚の証言と一致していることから判断して、申立人は、申立期間においてA社（後に、B社に社名変更）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所記号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は昭和 32 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、新たにB社として 35 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社からB社に社名変更した後も継続して勤務していたとする複数の同僚にも昭和 32 年 10 月 1 日から 35 年 1 月 1 日までの期間において、被保険者としての記録は見当たらない。

さらに、事業主は他界しており、法人登記簿は保存期限が経過しているため、両社の関係及び社名変更等の経緯は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から34年11月1日まで
物事は切りよく年度初めから始めるものだと母に言われていたので、昭和33年4月1日から勤めたはずである。当時の友人及び同僚はほとんど他界しているが、社長、先輩等の名前を憶えている。
調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和33年4月1日からA社に勤務していたと述べているが、同社において申立期間当時の人事記録等は保存されておらず、申立期間当時の事業主は他界していることから、申立期間当時の事業所の状況について確認することができない。

また、申立人が同社に入社した際の先輩として名前を挙げている同僚のうちの1人は、申立人が入社したとする昭和33年4月1日を含め32年5月1日から33年8月27日までの期間について、他の事業所において被保険者資格を有していたことが確認できることから、申立人が入社したのは、少なくとも同年8月27日以降であると推認できるものの、申立人の入社日を特定することはできず、同僚等から申立人の勤務実態について、具体的な供述を得ることもできない。

さらに、申立人と同様に事務員として勤務していた同僚は「私は前の会社を辞めてすぐA社に入社したが、厚生年金保険は入社3か月後に資格取得している。その期間は見習い期間であったはずだ。」と述べており、他の同僚も同様に見習い期間があったと述べている。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除された記憶はなく、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年1月1日まで

私は、昭和24年4月1日からA社B支店に勤務していたが、厚生年金保険の加入が25年1月1日からとなっている。勤務を始めた時から厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴書及び同僚の証言から判断して、申立人が申立期間において、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同日の昭和25年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「具体的な期間は決まっていなかったが、試用期間が設けられ、能力に応じて正社員に登用されていた。自分は24年4月から勤務していたが、正社員になるまでは厚生年金保険には加入していなかった。」としており、また、他の同僚も、「自分が入社した時期と厚生年金保険の加入記録を考えると、試用期間があり、入社当初は厚生年金保険には加入していなかったように思う。」としていることから、当時、A社B支店においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、申立人に係る厚生年金保険手帳番号払出簿及びA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和25年1月1日であり、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出日は同年2月15日であることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さはみられない。

さらに、申立期間において、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前を確認することはできず、健康保険整理番号に欠番

も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。